

## 中央区高齢者孤立防止・生きがい推進懇談会設置要綱

平成 27 年 3 月 31 日  
26 中福高第 3371 号

## (設置)

第 1 条 高齢者が社会的に孤立せず、生きがいを持って生活できるようにするための支援策を講ずるため、中央区高齢者孤立防止・生きがい推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 懇談会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を区長に報告する。

- (1) 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する高齢者（以下「区内高齢者」という。）の生活状況の把握に関する事。
- (2) 区内高齢者の孤立防止及び生きがいの推進に関する事。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事。

## (組織)

第 3 条 懇談会は、23 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 2 人以内
- (2) 区内において行われる高齢者に関する事業に従事する職員 6 人以内
- (3) 町会役員及び民生委員 6 人以内
- (4) 企画部長
- (5) 区民部長
- (6) 福祉保健部長
- (7) 高齢者施策推進室長
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者 5 人以内

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長等及びその職務)

第 5 条 懇談会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、懇談会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (招集)

第 6 条 懇談会は、会長が招集する。

## (定足数及び表決)

第 7 条 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 懇談会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (関係者等の出席)

第 8 条 懇談会は、必要があると認めるときは、専門的事項について学識経験を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (会議の公開)

第 9 条 懇談会の会議は、公開とする。ただし、会長が適当でないと認めるとき

は、この限りでない。

(庶務)

第10条 懇談会の庶務は、福祉保健部高齢者福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。